

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	伊川谷地区 (布施畑集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ 現在、布施畑地区では、主食用水稻のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在の農地も多くあり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・ 農家の高齢化と人口減少を起因とした、法面や畔等の草刈りなどの作業が困難になってきている。また、所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきている。
・ 農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することが困難になってきている。
・ 収入をはじめ労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く継がせられない、今後の農地の管理に不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ 水稻や軟弱野菜を主要作物としつつ、高収益野菜の栽培については今後検討をしながら、農業の担い手として新規就農者や農業法人を募っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や法人の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・機構への貸付農地を増やしていくことで、農地の集積・集約化を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域全体の将来に向けた話し合いの場を設け、地区内外から新規就農者や農業法人を募る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・効率化が期待できる作業などは、ジェイエイファーム六甲に委託をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--